

仙台市部活動地域移行検討協議会設置要綱

(令和6年7月24日 教育長決裁)

(目的)

第1条 少子化が進展する中で、持続可能な学校部活動のあり方に関する基本的な方針等を定める計画の策定に当たり、有識者等の意見を反映させ、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現することを目的に、仙台市部活動地域移行検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 本市における部活動の現状及び地域移行の課題に関すること
- (2) 本市における部活動の現状及び地域移行の課題に対する今後の対応に関すること
- (3) その他本市における部活動の地域移行のあり方を検討するに当たって必要な事項に関すること

(組織等)

第3条 協議会の委員は、学識経験者、学校教育関係者、地域スポーツ・文化芸術団体関係者その他教育長が適当と認めるものうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- 2 協議会は、前条に規定する報告が終了したときに解散する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）を利用した会議への出席は、前項の規定による出席に含めるものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育局総務企画部健康教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月24日から実施する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、協議会の解散をもって効力を失う。